

住宅性能表示項目

ホルムアルデヒド対策等も表示します。

「空気環境に関すること」は、化学物質による健康への影響、室内空気の汚れ等への関心が高まっていることに対応したものです。ここではホルムアルデヒド対策として、内装材の種類を表示を行います。内装材が特定木質建材(※1)の場合は、放散等級が表示されます。さらに換気対策については、等級による表示ではなく、計画換気の有無、あるいは台所や浴室、トイレには機械換気設備や窓があるかなどがチェックされます。また、室内空気中の化学物質の濃度を測定して表示する項目が、「選択事項」として新たに追加されました。

(※1) 特定木質建材：パーティクルボード、MDF、合板、構造用パネル、複合フローリング、集成材、単板積層材

●ホルムアルデヒド放散等級

	JIS (日本工業規格)	JAS (日本農林規格)	ホルムアルデヒド放散量
等級 4	E0	Fc0	0.5mg/ℓ以下
等級 3	E1	Fc1	1.5mg/ℓ以下
等級 2	E2	Fc2	5.0mg/ℓ以下(※2)

(※2) 集成材・構造用集成材については3.0mg/ℓ以下



このホルムアルデヒド放散量は、特定の条件のデシケーター内に一定量の試料を24時間放置した際、デシケーター内の蒸留水に吸収された濃度を指しており、住宅の室内における濃度とは異なります。

維持管理のしやすさも性能です。

「維持管理への配慮」は、給排水管やガス管の維持管理を容易にするための対策によって等級を定めています。コンクリートへの埋めこみの有無や清掃口や点検口が設置されているかどうかの評価の分かれ目になります。

日照等を確保。

「光・視環境に関すること」は、日照・採光・見晴らしがどのくらい期待できるかという性能です。居室の窓がその床面積に対してどの程度あるか、どちらの方角に向いている窓がどのくらいあるかを表示します。

遮音性能はサッシの防音性。

「音環境に関すること」は、用いるサッシの種類によって戸外の騒音等をどの程度さえぎることができるかという遮音性能です。この表示事項は評価機関に申請することを必須としない「選択事項」となっています。



ますます重要になるバリアフリー対策。

「高齢者等への配慮に関すること」は、住宅内にバリアフリーといわれる工夫がどの程度実施されているかを表したものです。等級1は「建築基準法に定める移動時の安全性を確保する対策」にあたる階段の手すりの設置を指します。等級3以上は、介助のしやすさや介助式車椅子利用者が基本的な生活を営めるような配慮がなされているかどうかポイントになります。

